

不審者への対応については



常時対応

- 外来者へは・・・職員玄関で氏名を記入し、名札を付けて職員室にきてもらう。
- 校舎内の巡視・・・始業前・授業中・休憩時・放課後に管理職員や週番を中心に校内巡視をしている。
- 登下校時の指導・・・安全な道を選び、複数で下校するよう指導している。
毎週木曜日は集団下校し、月1回は教職員が引率し、通学路の安全点検をしている。
- 保護者・家庭・・・通学路の安全点検や登下校時のパトロールをお願いし、情報交換等をとおして地域との連携を図っている。
- 関係機関との連携・・・誘拐防止教室の開催等。
警察署・補導センター・市教委等との情報交換を図っている。

環境整備が不審者対策を含めた危機管理に繋がるととらえ、常に安全で美しい環境を維持するように努めている。

不審者が校舎内に侵入した時

- ただちに侵入者周辺の児童の安全を確保し、安全な場所（運動場集合）へ1次避難させる。
- 発見教員は大声を出す・防犯ブザーを鳴らすなどして周辺教室に知らせる。
- 不審者侵入をインターホン等で職員室に知らせる。
- 全校放送で、侵入者がいることを知らせる。男子職員は現場に集合する。
児童に運動場北（防災訓練時集合場所）への2次避難を知らせる。
- 警察・消防署（救急車）・市教委等へ連絡する。（校長・教頭）
- 各学年で点呼し、児童の安全確認をする。（侵入者対応以外の職員）
- 保護者へのお知らせ、迎え等の要請をする。（まちこみメールで）
- 負傷者がある場合は応急措置をする。（養護教諭等）
- 被害児童のケアと全児童への安全指導を徹底する。
- 保護者会を開催し、状況説明と安全確保のための対応を依頼する。

登下校中に被害にあった場合

- 被害児童・保護者・関係者から発生状況の情報収集をする。
- 関係機関（警察署・補導センター・市教委等）へ通報し、対策を要請する。
- 安全確保のため、保護者同伴での集団登校を依頼する。
（まちこみメールで）
- 安全が確保されるまで、教職員引率の地方別集団下校をし、通学路の安全を確認する。
- 被害児童のケアと全児童への安全指導を徹底する。

